

グループホームいずみ 利用料金について

- ①指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の報酬額によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとします。
- ②法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める告示上の額とします。

下記月額利用料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を控除した金額(サービス利用に係る自己負担額)と家賃、食費、日常生活費、光熱費の合計金額を基本利用料とします。(但し、下記料金は1ヶ月を30日として計算しています。)

要介護度	1	2	3	4	5
サービス利用料金	253,128	258,216	263,304	268,392	273,798
内介護保険から給付される金額	227,815	232,394	236,973	241,552	246,418
サービス利用に係る自己負担額	25,313	25,822	26,331	26,840	27,380
家賃	45,000				
食費	36,000				
光熱費	10,000				
自己負担月額計	116,313	116,822	117,331	117,840	118,380

(単位：円)

※入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30円が加算されます。

※利用者の心身の状態等を考慮し、可能な限り継続して生活ができよう日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備しているため、1日につき39円が加算されます。

- ③利用者が当施設の利用開始にあたって、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けられた後、自己負担額を除く介護保険から給付される金額が介護保険より還付されます(償還払制度)。この場合当施設は利用者が介護保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。
- ④介護保険制度が改定され給付額等に変更があった場合は、変更後の金額に合わせ利用者の負担額を改定させていただきます。
- ⑤月の中途に於ける入退所の場合は、家賃及び光熱費については15日以降の入退所であれば半額を、食費については日割計算として徴収する。
- ⑥利用料の支払を受けた時は、自己負担月額計及び後述します「その他の利用料」について記載した、当施設所定の領収書を交付いたします。
- ⑦法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、利用者またはご家族に対し交付いたします。

⑧「その他の利用料」

以下のサービスにつきましては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

※理髪サービス

月1回程度、理容師の出張による理髪サービスをご利用頂けます。利用料金：実費

※レクリエーション・クラブ活動費

利用者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただけますが、主にクラブ活動等に使用する材料代等の実費をいただく場合があります。

※日常生活上必要となる諸費用

おむつ代及び利用者の趣味・嗜好等により特別に購入を希望される物品の購入代金は、別途請求させていただきます。

※退去費用

利用者が、自立又は要支援と判定された場合や、当該契約を解除された場合において、契約終了後も居室の明渡しを完了されない場合は、本来の契約終了日から実際に居室を明渡された日までの期間、日額2,000円を徴収させていただきます。

⑨利用料金のお支払方法

利用料金は暦月1ヶ月ごとに計算しご請求し、翌月20日に郵便局自動振込にて引落させていただきます。